

夢を実現する第一歩のために 2017年7月号

ミツヒロニュース



債権消滅時効の見直しなどを盛り込んだ民法改正法が成立し、平成32年をめどに施行されます。賃貸住宅の退去時の敷金は原則として借り手に返還し、賃貸物件において経年変化で生じた壁紙の傷みや畳の擦れなどの修繕費は、貸し主側が負担するなどの返還ルールが定められました。従来どちらかが負担すべきかについて問題となっていましたが、これでスッキリとしました。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇会社の打ち上げは交際費？
- ◇再就職が早期に決まつたら 再就職手当の受給
- ◇税務調査の基礎知識(55)
「調査官のタイプについて」
- ◇今月のお勧めセミナー
第3回 家族を幸せにする相続セミナー
「家族信託」を活用した相続対策
- ◇あとがき
夏の夜、
基町の水辺で映画を見よう！

会社の打ち上げは交際費？

会社の打ち上げに係る飲食代を会社が負担した場合には、税務上の交際費となるのでしょうか。

1. 経費の額が制限される、税務上の“交際費等”

法人税の計算上、経費として認められる額（損金）に制限が設けられている“交際費等”とは、得意先や仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答などの行為のために支出する費用を指します（措法61の4④）。この『その他事業に関係のある者』には、その法人の役員、従業員、株主等が含まれています。そのため従業員のために支出する費用であっても、“交際費等”に該当するケースがあります。

2. 社内の人間だけの飲食は、社内飲食費

たとえば、決算が終わり気の合う経理担当者数名だけで居酒屋で打ち上げを行い、その居酒屋での飲食代を会社が負担した場合、この飲食代は『社内飲食費』として“交際費等”に該当します。

この『社内飲食費』とは、“交際費等”的うち専らその会社の役員や従業員あるいはこれらの親族に対して接待等のために支出する飲食費をいいます（措法61の4④）。

ここで注意したいのは、たとえば次のようなケースで常識の範囲内のものであれば、そもそも“交際費等”には該当せず、損金として取り扱います。

- 会社全体の忘年会でのその会社の役員や従業員の飲食代 → 福利厚生費
- 会議や打ち合わせに際して出した弁当やお茶などの飲食代 → 会議費

(次頁につづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

3. 社内飲食費は“交際費等”から逃れられない

ところで、“交際費等”から除外する飲食費として、『1人当たり5,000円以下の飲食費』があります（措法61の4）。これは、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から始まつたもので、一定の要件の下、接待を行つた際の飲食代等について、1人当たり5,000円以下であれば“交際費等”から除外する、というもの。ただし、この飲食代等については社内飲食費が除かれているため、たとえ社内飲食費が1人当たり5,000円以下であっても“交際費等”から除外することはできません。

また、平成26年4月1日以後に開始する事業年度からは、接待飲食費の50%相当額が損金として認めてもらえることになりました。ただしこの50%損金についても、社内飲食費は除かれています。

4. 社内飲食費としないために

社内飲食費としないためには、会社の役員や従業員あるいはこれらの親族以外の者に対して接待等のために支出する飲食費であればよいのです。

たとえば次のような飲食費は、社内飲食費には該当しません。

ア. 親会社の役員等やグループ内の他社の役員等に対する 接待等のために支出する飲食費

イ. 同業者同士の懇親会に出席した場合や得意先等と共に て開催する懇親会に出席した場合に支出する自己負 担分の飲食費相当額

つまり打ち上げに社外の人間が含まれていれば、それは社内飲食費ではない、ということになります。

5. 中小法人であれば

たとえ社内飲食費として“交際費等”に該当したとしても、中小法人（資本金1億円以下の法人で、資本金5億円以上の法人の子法人等を除く。）であれば、“交際費等”的合計額うち年間800万円までは損金として認めてもらいます。ただし、50%損金との選択となりますので、ご留意ください。

下表に、飲食費に係る税務上の取扱いをまとめました。ご参考ください。

○飲食費に係る税務上の取扱

飲 食 費（福利厚生費や会議費等以外）			
対 象	社外含めた飲食（右記以外）		社内飲食※1
1人当たりの飲食費	5,000円以下	5,000円超	すべて
交際費等に該当するか？	交際費等から除外 ※2	交際費等 (接待飲食費※2)	交際費等 (社内飲食費)
損金（経費）になるか？※4	○	50%損金※3	×

※1 専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する飲食費の場合。

※2 飲食の参加者等の明細を記載した書類の保存が必要。保存がない場合は交際費等に該当し、損金不算入の対象。

※3 中小法人の場合は、年800万円までとの選択適用。

※4 中小法人の場合は、交際費等の合計額のうち年800万円（50%損金を選択した場合には、50%損金）を超える部分が損金不算入。

再就職が早期に決まつたら 再就職手当の受給

◆失業給付の日数が残って就職した時

再就職手当は雇用保険の受給資格者が基本手当の受給資格決定を受けた後に早期に安定した職業に就き又は事業を開始した場合に支給され、より早く再就職を推進する為の制度です。

再就職手当の支給を受けるには次の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 基本手当の受給手続き後、7日間の待機期間満了後に就職又は事業を開始したこと
- (2) 離職日の前日までの失業認定を受けた上で基本手当の支給日数が所定給付日数の3分の1以上であること
- (3) 離職した事業所に再び就職したものではないこと、又離職した事業所と資本・資金・人事・取引面で密接な関係が無い事業所に就職したこと
- (4) 受給資格にかかる離職理由により給付制限（基本手当が支給されない期間）がある人は、求職申し込みをしてから待機期間満了後1ヶ月の期間内はハローワーク又は職業紹介事業者の紹介によって就職したものであること
- (5) 1年を超えて勤務する事が確実であること
- (6) 原則として雇用保険の被保険者になっていること
- (7) 過去3年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けていないこと
- (8) 受給資格決定前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと

◆再就職手当の金額

平成29年1月以降の再就職については受給できる金額が変更され給付率が高くなっています。又支給残日数45日以上の要件も廃止されています。

受給額は所定給付日数の3分の1以上を残して就職した場合は支給残日数の60%、所定給付日数の3分の2以上を残して就職した場合は支給残日数の70%を基本手当額に乗じた額が支給されます。

再就職手当の支給申請は就職した日の翌日から1ヶ月以内に行います。申請書に再就職先の署名押印をしてもらい再就職手当調査書を添えて居住地管轄のハローワークに提出します。

経営者実践セミナー

「超恐慌時代の幕が開く！」 ～トランプの破壊経済が始まる～

あなたの2017年激変期の防衛準備は万全ですか？

トランプ大統領誕生を予測した 経済アナリスト 塚澤健二氏が、
第二のリーマン・ショック到来を警告する！！

昨年の講演会で大変ご好評を頂きました 経済アナリスト 塚澤健二 氏 を今年もお招きする運びとなりました。塚澤氏は、マスコミなどの情報に左右されない「自分軸」をしっかりと持って行動できるようになることを目的に、最新の経済情報をグローバルな視点から分析、予測し、新鮮で有益な「真実の情報」を発信されています。この激動の時代にお伝えする「今、ここだけ」の情報を是非、今後の経営にお役立て頂ければ幸いです。皆様のご参加を心よりお待ちしています。

- 日 時 : 2017年7月12日(水) 13:30~17:00 (受付 13:00 開始)
- 会 場 : ANAクラウンプラザホテル広島 3階 アカシア
- 参加費 : 一般／5,000円、 会員／無料 (ミアス会員・DEPS会員)



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 55. 「調査官のタイプについて」

税務署は、1年の始まりを7月としており、7月上旬に職員の転勤（異動）があります。また7月～12月を上期「秋の調査」として、8月から本格的に税務調査がスタートします。今回は、先月開催したセミナー「上手な税務調査の受け方」の中から、「調査官のタイプ」について紹介しますので、参考にしてください。

①会社概況の説明をあまり聞かずにいきなり調査に入るタイプ

若手職員に多いタイプで、調査経験があまりなく緊張して質問することもありできない。会社概況をあまり聞かずにすぐ帳面を黙々と見る。調査の上の問題点を把握しても上司の指示があるまで結論が出ないために調査自体が長引く。

②調査経験があり、業種の特性に通じているが先入観や思い込みのあるタイプ

上席調査官に多いタイプで、自分の経験から自分のストーリーを考えており、理解が早く調査が早く終わるしそうだがなかなか終わらない。

③会社概況の説明をよく聞き、取引形態等もよく把握しており話も聞き上手なタイプ

このタイプが調査を受ける場合においては一番大変で、的確に問題点を把握して淡々と事実関係を詰め証拠資料の収集に努める。調査初日から帳面は見ないし、代表者と雑談して終わる。そのために安心して調査を受ける側が気を許して、否認になるようなヒントをついしゃべってしまう。それ故に手ごわいタイプである。ただし、柔軟性があるために事実関係を立証できる証拠資料があれば、理解は早く調査自体も早く終わる。問題点が解決しない場合は、直ぐに反面調査や銀行調査に移る。

(調査官対応)

- ①調査官も知らない法人に調査に行く場合は不安で緊張しているので、親切に対応してとりあえず協力する姿勢をみせておくとスムーズに調査が進む。
- ②どんなタイプが来ても職員の真意をよく聞いて、職員が必要としている資料等を迅速に提出して丁寧に説明する。
- ③正しいことは、はっきり主張する。
- ④曖昧なことは即答しない。
- ⑤明らかな誤り事項については、修正すると早めに言えば調査自体は早く終わる場合がある。
- ⑥調査官をなるべく怒らせないこと、調査官も人間なのでその後の対応は変わってくる。

参考文献： ■Mykomon ■2017年6月6日開催「上手な税務調査の受け方」より



今月のお勧めセミナー

第3回 家族を幸せにする相続セミナー 「家族信託」を活用した相続対策】

「家族信託」は、ご自身（あるいはご家族）の意思能力（判断能力）の低下に備えた対策として、元気なうちから資産の管理・処分を信頼できる家族（親族）に託すことで、元気なうちは、本人の指示に基づく財産管理を、本人が判断能力を喪失した後は、本人の意向に沿った財産管理をスムーズに実行できます。今回は、この制度の仕組みについて解説します。

（開催日 7月6日（木）セミナー概要は別紙案内チラシをご覧ください。）



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>



Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中！

